

(別添1)

## 仕 様 書

- 1 業務名 平成 28 年度 椎葉村地域戦略策定支援業務
- 2 業務目的 「日本三大秘境」と呼ばれる椎葉村において直面する人口減少、高齢化による集落機能の衰退は日本がこれから迎える中山間地域の課題でもある。将来の地域ごとの人口推計等を勘案した将来の地域のあり方を地域住民が主体となり考え、それに向かって取り組むための様々な支援を含めた「地域戦略」を策定し、地域活性化や小規模集落のあり方のモデルとなる事を目指すものである。
- 3 委託業務の期間  
契約締結の日から平成 29 年 3 月 10 日（金）まで
- 4 業務内容及び留意事項  
椎葉村の各地域（10 地区）それぞれにおいて 10 年後の人口推計等を踏まえた課題や取り組みを地域住民が主体となり計画策定を行う事をコーディネートし、とりまとめを行うものである。  
計画策定にあたって十分な議論がされるように、ワークショップ等を含め各地区 4 回以上の会議を開催するものとし、地域住民の先入観や固定概念等を取り除いた自由度の高い意見が出されるように、大学生のインターンシップなど外部人材が入って行える内容とする。
  - ・椎葉村は面積が広く、各地域の移動に時間を要する事から、ワークショップ等の開催は各地域ごとに行うものとする。
  - ・地域との日程調整は椎葉村役場で行うものとするが、前述の企画等は発注者と受注者双方で協議を行い、実施運営は受注者が行うものとする。
  - ・将来の人口推計等、計画策定にあたって必要な情報は椎葉村役場で準備する。
  - ・本事業での実績として各地域の地域戦略をわかりやすい形でとりまとめ、印刷物として作成すること。
- 5 成果物の納品について
  - (1) 上記 4 の取り組みの概要についての報告書を電子データおよび紙媒体で椎葉村役場地域振興課に納品すること

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら受託業務を実施すること。
- (2) 本仕様に定める事項等に疑義が生じた場合、速やかに受託者及び委託者で協議し決定する。
- (3) 委託業務の履行において、重要な変更が生じる場合には、事前に委託者の承諾を得ること。
- (4) 成果物の著作権、デザイン及びイラストの著作権は受託者に帰属する。
- (5) 受託者は、委託者に対し、成果物を無償で使用する事が出来る。ただし、使用の際には出典元を明らかにするものとする。

## 7 問い合わせ先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良 1762 番地 1

椎葉村役場地域振興課 企画情報グループ

電話：0982-67-3203

FAX：0982-67-2825

電子メール：[shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp](mailto:shbwebm@vill.shiiba.miyazaki.jp)